

札幌臨床検査センター株式会社

第58回定時株主総会招集ご通知

日 時	2022年6月29日（水曜日） 午前10時
場 所	札幌市中央区北1条西11丁目1 ロイトン札幌 2階 「リージェントホール」
議 案	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役8名選任の件 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労 金贈呈の件

本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

目 次

第58回定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
事業報告	2
連結計算書類	23
計算書類	26
監査報告	29
株主総会参考書類	37

〔新型コロナウイルス感染拡大にともなうお願い〕

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場はできるだけお控えください。

必ずマスク着用・入口での手消毒をお願いいたします。着用の無い場合、入場できませんのでご了承ください。

何卒、事情をご推察の上、ご理解賜りたくお願い申し上げます。

1. 議決権につきましては、極力、郵送で行使くださいますようお願い申し上げます。
2. 体調不良と思われる株主様の入場をお断りする場合がございます。
3. ご来場株主様へのお土産のご用意はございませんので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

株 主 各 位

札幌市中央区北3条西18丁目2番地2
札幌臨床検査センター株式会社
代表取締役社長 桶 谷 満

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送のほどお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 札幌市中央区北1条西11丁目1
ロイトン札幌 2階「リージェントホール」

3. 目的事項 報告事項

1. 第58期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第58期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

●当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参下さいますようお願い申し上げます。

●本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の定めに基づき、下記の当社ホームページに掲載しておりますので、本添付書類には記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

●株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、当社ホームページ（<https://www.saturn.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況が続く中で、段階的な経済活動の再開による持ち直しも見られましたが、新しい変異株による感染再拡大、世界的な半導体不足、更には、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻を発端とした世界的な情勢不安に加え、原油価格の高騰や為替の大幅な変動による個人消費への影響など、景気の先行きは依然として不透明な状況にあります。

医療業界におきましては、医療費抑制政策等の社会的要請を背景に、引き続き後発医薬品の使用拡大及びセルフメディケーションに対する取組み強化等の対応が求められるとともに、令和3年4月の薬価改定の影響に加え、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、更なる経営努力が求められる事業環境となっております。

このような状況の下、当社グループは、医療機関の多様化するニーズに応えた営業活動を展開し、継続的な企業価値の向上を実現すべく、各事業において新規顧客の獲得等による営業基盤の拡大と継続的な経費効率を重視した収益基盤の強化に努めてまいりました。なお、2021年5月25日に開示しておりました株式会社エスアールエルとの合弁会社2社は3月19日から稼働しております。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高19,109百万円（前年同期比9.2%増）、営業利益1,537百万円（同34.6%増）、経常利益1,605百万円（同35.1%増）及び親会社株主に帰属する当期純利益1,042百万円（同31.4%増）と売上高、利益共に過去最高となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

イ 臨床検査事業

臨床検査事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同期は医療機関による外来診療の抑制と受診する一般患者が減少する等の影響を受けましたが、当期におきましては、それらの影響も回復基調となるのに加え、PCR検査の受託が大幅に増加したことを主因として、売上高7,442百万円（前年同期比21.3%増）と前年同期を上回りました。

利益面につきましては、本社ビルの移転に伴い検査設備を刷新したことから、減価償却費は増加しましたが、売上高の増加を主因にセグメント利益1,025百万円（同64.0%増）と前年同期を大幅に上回りました。

ロ 調剤薬局事業

調剤薬局事業におきましては、薬価のマイナス改定がありましたが、新型コロナウイルス感染症拡大により、前年同期は医療機関を受診する一般患者が減少する等の影響を受けましたが、当期におきましては、その影響も回復基調となり、処方箋枚数が増加したことから、売上高10,580百万円（同1.3%増）と前年同期を上回りました。

利益面につきましては、売上が増加したことから、セグメント利益879百万円（同1.9%増）と前年同期を上回りました。

ハ 医療機器販売・保守事業

医療機器販売・保守事業におきましては、備品及び福祉用具の販売が前年同期を上回ったことから、売上高983百万円（同17.7%増）、セグメント利益10百万円（前年同期はセグメント損失1百万円）と前年同期を上回りました。

ニ その他の事業

臨床検査システムのソフトウェア販売及び保守の収入におきましては、売上高102百万円（前年同期比19.0%増）、セグメント利益70百万円（同6.6%増）になりました。

事業区分別売上高

事業区分	第 57 期 (2021年3月期)		第 58 期 (2022年3月期)		増 減	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	増 減 率
臨床検査事業	6,135百万円	35.0%	7,442百万円	39.0%	1,306百万円	21.3%
調剤薬局事業	10,444百万円	59.7%	10,580百万円	55.4%	135百万円	1.3%
医療機器販売・保守事業	835百万円	4.8%	983百万円	5.1%	147百万円	17.7%
その他の事業	86百万円	0.5%	102百万円	0.5%	16百万円	19.0%
合 計	17,502百万円	100.0%	19,109百万円	100.0%	1,607百万円	9.2%

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資総額は、1,426百万円であり、その主なものは、次のとおりであります。

・臨床検査事業	検査機器等	1,347百万円
・調剤薬局事業	調剤機器等	121百万円

③ 資金調達状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2021年6月10日をもって、株式会社札幌ミライラボラトリーを設立し、同社の発行済株式の60%を取得し、連結子会社といたしました。

当社は、2021年6月10日をもって、株式会社札幌メディ・キャリアを設立し、同社の発行済株式の60%を取得し、連結子会社といたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 55 期 (2019年3月期)	第 56 期 (2020年3月期)	第 57 期 (2021年3月期)	第 58 期 当連結会計年度 (2022年3月期)
売上高	17,065百万円	17,659百万円	17,502百万円	19,109百万円
経常利益	813百万円	982百万円	1,188百万円	1,605百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	523百万円	528百万円	793百万円	1,042百万円
1株当たり当期純利益	152.42円	154.30円	231.85円	306.16円
総資産	10,677百万円	11,553百万円	14,511百万円	16,149百万円
純資産	7,981百万円	8,463百万円	9,272百万円	10,337百万円
1株当たり純資産額	2,331.49円	2,472.23円	2,708.63円	3,016.24円

(3) 重要な親会社及び子会社等の状況

① 親会社に関する事項

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 な 事 業 内 容
株式会社帯広臨床検査センター	20百万円	100.00%	臨床検査
アクテック株式会社	10百万円	100.00%	医療機器販売・保守
株式会社札幌ミライラボラトリー	250百万円	60.00%	臨床検査
株式会社札幌メディ・キャリア	25百万円	60.00%	臨床検査

(4) 対処すべき課題

医療業界におきましては、2年毎に診療報酬改定が実施されており、その中で当社の主要事業である調剤薬局事業に関わる薬価改定については、毎年マイナス改定が実施されております。

今後益々の高齢化社会の加速に伴い、医療費抑制政策が継続的に強化されることは避けられず、引き続き厳しい状況が続くものと思われまます。

このような状況の下、当社グループは北海道を拠点とする地場企業として業容の拡大と安定的な収益確保を目指していく所存であります。

臨床検査事業につきましては、継続的な検査工程の見直し、大型設備投資による自動化及び検査精度の向上に努め、更なる業務改革を行ってまいります。

調剤薬局事業につきましては、マイナス基調である薬価改定、薬価差益の縮小に備え、新規出店に積極的に取組むと共に、各種の制度変更に対して速やかな対応を図り、調剤過誤防止の徹底、親切な応対、患者様への安心・安全の提供等、企業としての質の競争力を維持・強化してまいります。そのための薬剤師確保は重要課題であり、積極的に募集・採用活動を進めてまいります。

医療機器販売・保守事業につきましては、環境変化に伴う医療機関のニーズに即した最新の医療機器の情報提供を行い、顧客ニーズをしっかりと捉え、医療機器等の安定供給やグループ全体の強い顧客基盤を活かした営業活動を展開し、業容拡大に努めていく所存であります。

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループは、臨床検査事業、調剤薬局事業、医療機器販売・保守事業及びその他の事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

① 臨床検査事業

当社、株式会社帯広臨床検査センター及び株式会社札幌ミライラボラトリーは、医療に関する臨床検査並びに公衆衛生に関する各種検査の受託及び代行を行っております。

株式会社札幌メディ・キャリアは、臨床検査のための検体集荷業務及び結果報告業務を行っております。

② 調剤薬局事業

当社は、調剤薬局の経営及び医薬品卸売・一般販売を行っております。

③ 医療機器販売・保守事業

アクテック株式会社は、高度医療機器、一般医療機器、理化学機器及び福祉用具の販売並びに医療機器の修理及び保守を行っております。

④ その他の事業

当社は、臨床検査システム等のソフトウェアの開発、販売及びこれらの保守を行っております。

(6) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

当	社	本社	札幌市中央区北3条西18丁目2番地2
		支店	道北支店 (旭川市)
			苫小牧支店 (苫小牧市)
		営業所	小樽営業所 (小樽市)
			岩見沢営業所 (岩見沢市)
			道南営業所 (函館市)
			帯広営業所 (帯広市)
			釧路営業所 (釧路市)
			滝川営業所 (滝川市)
			芦別営業所 (芦別市)
			北見営業所 (北見市)
			室蘭営業所 (室蘭市)
			新ひだか営業所 (新ひだか町)
			千歳営業所 (千歳市)
調剤薬局		ノルデン薬局	南1条店 (札幌市)
		ノルデン薬局	南2条店 (札幌市)
		ノルデン薬局	南3条店 (札幌市)
		ノルデン薬局	南13条店 (札幌市)
		ノルデン薬局	北6条店 (札幌市)
		ノルデン薬局	旭ヶ丘店 (札幌市)
		ノルデン薬局	円山公園店 (札幌市)
		ノルデン薬局	北円山店 (札幌市)
		ノルデン薬局	札幌医大前店 (札幌市)
		ノルデン薬局	宮の森店 (札幌市)
		ノルデン薬局	栄町店 (札幌市)
		ノルデン薬局	北栄店 (札幌市)
		ノルデン薬局	新川店 (札幌市)
		ノルデン薬局	新琴似店 (札幌市)
		ノルデン薬局	麻生店 (札幌市)
		ノルデン薬局	発寒店 (札幌市)
		ノルデン薬局	琴似店 (札幌市)
		ノルデン薬局	山の手店 (札幌市)
		ノルデン薬局	五輪橋店 (札幌市)
		ノルデン薬局	藤野店 (札幌市)
		ノルデン薬局	福住店 (札幌市)
		ノルデン薬局	白石店 (札幌市)
		ノルデン薬局	月寒中央店 (札幌市)
		ノルデン薬局	西町店 (札幌市)
		ノルデン薬局	宮の沢東店 (札幌市)
		ノルデン薬局	山の手3条店 (札幌市)
		ノルデン薬局	石狩店 (石狩市)
		ノルデン薬局	北広島店 (北広島市)

ノルデン薬局	北広島広薬店	(北広島市)
ノルデン薬局	入船店	(小樽市)
ノルデン薬局	小樽築港店	(小樽市)
ノルデン薬局	南小樽店	(小樽市)
ノルデン薬局	大麻店	(江別市)
ノルデン薬局	北千歳店	(千歳市)
ノルデン薬局	苫小牧店	(苫小牧市)
ノルデン薬局	新ひだか店	(新ひだか町)
ノルデン薬局	旭川4条店	(旭川市)
ノルデン薬局	旭川東店	(旭川市)
ノルデン薬局	旭川豊岡店	(旭川市)
ノルデン薬局	旭川春光台店	(旭川市)
ノルデン薬局	旭川緑が丘店	(旭川市)
ノルデン薬局	ウェルネスセンター店	(旭川市)
ノルデン薬局	深川店	(深川市)
ノルデン薬局	富良野店	(富良野市)
ノルデン薬局	北見店	(北見市)
ウェルネス薬局	湯の川店	(函館市)
ウェルネス薬局	神山店	(函館市)
ウェルネス薬局	函館石川店	(函館市)
ウェルネス薬局	亀田本町店	(函館市)
ウェルネス薬局	七飯店	(七飯町)

子会社

株式会社帯広臨床検査センター

本 社 帯広市東2条南17丁目7番地1

アクテック株式会社

本 社 札幌市豊平区美園2条3丁目2番25号

株式会社札幌ミライラボラトリー

本 社 札幌市中央区北3条西18丁目2番地2

株式会社札幌メディ・キャリア

本 社 札幌市中央区北3条西18丁目2番地2

- (注) 1. 2022年1月4日付、ノルデン薬局宮の森店を開局いたしました。
 2. 2022年2月1日付、ノルデン薬局山の手3条店を開局いたしました。

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
臨床検査事業	528 (79) 名	41名増 (36名増)
調剤薬局事業	297 (27)	14名増 (-)
医療機器販売・保守事業	20 (-)	- (-)
その他の事業	2 (-)	- (-)
全社 (共通)	24 (2)	3名減 (-)
合計	871 (108)	52名増 (36名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パートは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
622 (56) 名	153名減 (14名減)	40.6歳	11.4年

(注) 1. 使用人数は、当社から他社への出向者185名 (13名) を控除して算出しております。

2. 使用人数は就業員数であり、パートは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社北洋銀行	1,306百万円
株式会社北海道銀行	279百万円
株式会社三菱UFJ銀行	279百万円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 12,000,000株
- ② 発行済株式の総数 4,216,000株
- ③ 単元株式数 100株
- ④ 株主数 471名
- ⑤ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
伊達アセットマネジメント合同会社	1,185,900株	35.37%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224	225,000株	6.71%
株式会社LSIメディアエンス	210,800株	6.29%
株式会社エスアールエル	169,700株	5.06%
株式会社北海道銀行	135,900株	4.05%
伊達 忠一	126,420株	3.77%
株式会社北洋銀行	113,200株	3.38%
CITIBANK, N.A. - PRIVATE BANK	112,100株	3.34%
萬田直紀	103,600株	3.09%
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02505002	96,500株	2.88%

(注) 1. 当社は、自己株式862,722株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑥ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

氏 名	会 社 に お け る 地 位	担当及び重要な兼職の状況
伊 達 忠 一	代 表 取 締 役 会 長	
桶 谷 満	代 表 取 締 役 社 長	株式会社札幌ミライラボラトリー 代 表 取 締 役 社 長
伊 達 忠 應	取 締 役 副 社 長	
桑 原 理	取 締 役	検 査 本 部 長
庄 司 吉 人	取 締 役	営 業 本 部 長
長 野 英 夫	取 締 役	営 業 本 部 道 北 支 店 長
伊 達 祐 子	取 締 役	
越 智 隆 雄	取 締 役	
宮 森 利 康	常 勤 監 査 役	
金 木 義 昭	監 査 役	金木義昭司法書士事務所 所長
平 田 治	監 査 役	北海道ジダイ研究所 所長

- (注) 1. 取締役越智隆雄氏は、社外取締役であります。常勤監査役宮森利康氏、監査役金木義昭氏及び平田治氏は、社外監査役であります。
2. 常勤監査役宮森利康氏は、税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役金木義昭氏は、司法書士の資格を有し、会社法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役平田治氏は、長年にわたる税理士事務所勤務により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、監査役平田治氏を東京証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等
当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の 総 額	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額		
			基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報 酬 等
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (2)	115百万円 (0)	115百万円 (0)	－ (－)	－ (－)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3)	7百万円 (7)	7百万円 (7)	－ (－)	－ (－)
合 計 (うち社外役員)	12名 (5)	122百万円 (7)	122百万円 (7)	－ (－)	－ (－)

- (注) 1. 取締役の使用人分給与はありません。
2. 当事業年度末日現在の取締役は8名（うち社外取締役は1名）、監査役は3名（うち社外監査役は3名）であります。上表には2021年6月25日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
3. 取締役の報酬限度額は、年額200百万円以内であります（1993年9月30日開催の第28回定時株主総会決議）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち、社外取締役は1名）です。
4. 監査役の報酬限度額は、年額50百万円以内であります（1994年12月21日開催の第30回定時株主総会決議）。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は3名）です。
5. 上記の報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額9百万円（取締役6名に対し9百万円、監査役1名に対し0百万円）が含まれております。

③ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬により構成し支払うこととする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

3. 業績連動報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給することができる。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

4. 基本報酬（金銭報酬）の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬と業績連動報酬の支給割合は、株主と経営者の利害を共有し、中長期的な企業価値向上へ貢献するために、最も適切な支給割合となることを方針とする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。

ロ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長 桶谷満氏に対し各取締役の個人別の報酬等（基本報酬）の金額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 社外取締役木村直之氏は、中央財務税理士法人の会長であります。中央財務税理士法人と当社との間には特別な関係はありません。
- ・ 社外監査役金木義昭氏は、金木義昭司法書士事務所の所長であります。金木義昭司法書士事務所と当社との間には登記の係る取引関係があります。
- ・ 社外監査役平田治氏は、北海道ジダイ研究所の所長であります。北海道ジダイ研究所と当社との間には特別な関係はありません。

ロ. 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係
当該事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況
取締役会及び監査役会への出席状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 木村直之	<p>当事業年度に開催された取締役会19回のうち5回に出席いたしました。</p> <p>主に税理士としての専門的見地から妥当性・適正性を確保するための適宜発言を行っております。また、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定における監督機能を担っております。</p>
社外取締役 越智隆雄	<p>当事業年度に開催された取締役会19回のうち11回に出席いたしました。</p> <p>主に営業業務に携わってきた専門的見地から妥当性・適正性を確保するための適宜発言を行っております。また、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定における監督機能を担っております。</p>
社外監査役 宮森利康	<p>当事業年度に開催された取締役会19回の全て、監査役会4回の全てに出席いたしました。</p> <p>取締役会に出席し、議事運営、決議内容等を監査し、必要により意見表明を行っております。</p> <p>税理士としての専門的見地から妥当性・適正性を確保するための適宜発言を行っております。さらに、経営会議、仕入統括委員会等の社内の重要な会議又は委員会への出席、稟議書、申請書および会計に係る証ひょう等の閲覧、営業所及び調剤店舗に対する往査、内部統制部門との情報交換等を行っております。また監査役会において、当社の内部監査について適宜必要な発言を行っております。</p>
社外監査役 金木義昭	<p>当事業年度に開催された取締役会19回の全て、監査役会4回の全てに出席いたしました。</p> <p>司法書士としての専門的見地から妥当性・適正性を確保するための適宜発言を行っております。また監査役会において、当社の内部監査について適宜必要な発言を行っております。</p>
社外監査役 平田 治	<p>当事業年度に開催された取締役会19回の全て、監査役会4回の全てに出席いたしました。</p> <p>長年にわたる財務・経理業務の経験から適宜発言を行っております。また監査役会において、当社の内部監査について適宜必要な発言を行っております。</p>

(4) 会計監査人の状況

① 名称 清明監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当 事 業 年 度 に 係 る 会 計 監 査 人 の 報 酬 等 の 額	18百万円
当 社 及 び 子 会 社 が 会 計 監 査 人 に 支 払 う べ き 金 銭 そ の 他 の 財 産 上 の 利 益 の 合 計 額	18百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社が取締役会において定めている業務の適正を確保するための体制の内容及び運用状況の概要は次のとおりであります。

[内部統制システムについての基本的な考え方及びその整備状況並びに運用状況]

1. 内部統制システムについての基本的な考え方

当社は、子会社を含め、臨床検査事業、調剤薬局事業、医療機器販売・保守事業を通じて、「人と自然の調和を図りながら地域社会に貢献する」という経営基本方針のもと、2006年度を初年度に、内部統制システムを構築いたしました。目標とする売上高、利益を達成し、企業価値の向上を図るべく主要な取組みを進めていくと共に、企業価値の向上には、コンプライアンスの徹底とリスク管理体制の確立、更には透明で公正かつ合理的な意思決定と監督機能の強化が不可欠であると考えております。このような考え方のもと、当社は、以下に示す体制を整備しております。

2. 内部統制システムについての整備状況及び運用状況

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款等に適合することを確保するための体制

イ. 当社グループは、取締役及び使用人が法令・定款等を遵守すると共に企業倫理を確立し、社会的責任を果たすために「行動規範」を定め、具体的実践に取り組んでおります。

ロ. コンプライアンスを確固たるものにするため、統括する組織として「コンプライアンス委員会」を常設し、委員会を中心として啓蒙・教育活動を推進し、企業人として適正な行動をとるよう徹底を図っております。

ハ. 反コンプライアンス行為に対しては、早期に発見し是正する目的として、内部統制体制を強化し、内部監査計画に基づく監査を実施し、監査結果については、速やかに代表取締役及び監査役会に報告される体制になっております。

(運用状況)

コンプライアンスを徹底するため、コンプライアンス委員会を定期開催し、コンプライアンスの遵守状況の確認と啓蒙を実施し、その状況を代表取締役に報告しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 取締役は、その職務の執行に係る以下の文書(電磁的記録を含む。以下同じ)及びその他重要な情報を、社内規定に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保存し管理しております。

- (イ) 株主総会議事録と関連資料
 - (ロ) 取締役会議事録と関連資料
 - (ハ) 経営会議議事録と関連資料
 - (ニ) 取締役を決定者とする決定書類及び附属書類
 - (ホ) その他、取締役の職務の執行に関する重要な文書
- ロ. 上記のほか業務執行に関する重要な情報や顧客情報に関しても、「文書管理規程」等の社内規定に基づき保管及び管理をしております。
- ハ. 監査役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連社内規定に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告しております。
- (運用状況)

情報の保存管理は、文書管理規程及び関連規程に基づき、適切に保管及び管理を行い、法令の定めにより保存期間を設定し適切に保存しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社は、全ての業務に関するリスクを分析・評価する組織として「リスク管理委員会」を常設しており、当社グループにおけるリスク情報の伝達・共有と初期対応を適切に行っております。また、被災等有事の際には、代表取締役を本部長とする「緊急対策本部」を設け危機管理に即応します。
- ロ. 各部門のリスクについては、部門単位でリスクを把握・分析・評価するだけでなく、リスク管理委員会での分析・評価を得たうえで、継続的に管理をしております。
- ハ. 内部監査室は、「内部監査規程」に基づき定期的に各部門のリスク管理体制を監視し、その結果を代表取締役へ報告しております。取締役会は、定期的にリスク管理体制を見直し、改善に努めております。

(運用状況)

市場リスク・流動性リスク等に関する全社的な諸問題については、リスク管理委員会でリスクの変動及び評価を実施し、その内容については、定期的及び適時に代表取締役に報告しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社グループは、取締役会を毎月定時に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。また、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。
- ロ. 取締役会の機能を強化し経営効率を向上するため、経営会議を定時に開催することとし、取締役会付議事項の事前審議、業務執行及び進捗状況についての確認、課題への対応を機動的に行っております。

ハ、当社は、事業・管理部門を分担し経営を担う4本部制を採用し、本部長は、「組織規程」・「業務分掌規程」・「職務権限規程」等に基づき付与された権限により、企業の安定的、継続的発展のため短期並びに中期経営計画策定及び達成のための具体策を立案・推進しております。

(運用状況)

- ①「取締役会規程」に基づき、取締役会において、経営戦略・経営計画等の経営基本方針について、建設的な議論を重ね、リスク評価を含めて多面的・客観的に審議し、迅速・果断に意思決定しております。
- ②経営戦略案件等重要な業務執行の意思決定等については、方向性の段階から論議を重ねる等、効率的で効果的な管理体制を構築し、取締役会議事録についても正確に記録・作成し、情報の保存及び管理を適切に行っております。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ、当社は、グループ会社が共通の企業理念のもと、当社と同様に内部統制の実効性を高める施策を実施するため、グループ会社への指導、管理を行っております。

ロ、当社連結子会社は現在4社で、管理本部及び営業本部が所管すると共に取締役及び監査役を派遣し、業績等については、定期的に取り締役会及び経営会議に報告され経営及び業務の適正化を確保しております。

ハ、当社グループ会社の業務監査については、監査役及び内部監査室との連携により、定期的に監査を実施しております。

(運用状況)

- ①当社グループの子会社は、経営にかかわる重要な事項について、当社と子会社が事前協議し、子会社の取締役会で承認しております。
- ②財務報告に係る内部統制については、内部監査室が「内部統制基本方針書」及び「内部統制評価基本計画書」に基づき、評価対象としている当社グループ各社の内部統制評価を実施しております。

(6) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告の信頼性と適正性の確保及び金融商品取引法に定められている「内部統制報告書」の有効かつ適切な提出のため、「内部統制基本方針書」（以下「基本方針書」という。）及び「内部統制評価基本計画書」（以下「基本計画書」という。）を制定しております。内部監査室は、「基本方針書」及び「基本計画書」に基づき、全社的な内部統制及び各業務プロセスの統制活動の有効性を判断し、適正な評価及び是正措置を講じ、並びに金融商品取引法及びその他関連法令等との適合性を確保しております。

(運用状況)

- ①当社グループ経営にかかわる重要な事項は、当社の取締役会決議その他の承認を受ける体制を整備しております。
- ②財務報告に係る内部統制については、内部監査室が「内部統制基本方針書」に基づき、評価対象としている当社グループ各社の内部統制評価を実施しております。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の、取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役が求めた場合、監査役の職務を補助する使用人を配置する体制にあります。また、設置した使用人についての任命、異動、評価及び懲戒は監査役会の意見を尊重すると共に、当該使用人の取締役からの独立性を確保することとしております。

(8) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に与える重要な事項について監査役に報告しております。職務の執行に関する重要な法令及び定款違反並びに不正行為の事実に関する事等、当社に著しい損失を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅延なく報告するものとしております。また、監査役は必要に応じて当社及び子会社の取締役及び使用人等に対し報告を求めています。

ロ. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席すると共に、重要な議事録及び稟議書類は都度閲覧しております。

(運用状況)

監査役は、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席すると共に、重要な議事録及び稟議書類を都度閲覧しております。

- (9) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する為の体制

社員等から監査役への通報については、法令等に従い通報内容を秘密として保持すると共に、当該通報者に対し当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止しております。

(運用状況)

前項の報告をした者の匿名性を保護すること及びその者が不利益な取扱いを受けることを禁止するための体制を確保することを目的として、内部通報制度の設置・運用に関する規程を整備し、周知・運用しております。

- (10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

イ. 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等を請求したときは、担当部署で必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理しております。

ロ. 監査役が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなど必要な監査費用を認めております。

(運用状況)

当社の監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続等に関する方針を定めて、当該方針を適切に運用しております。

- (11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役は、取締役及び使用人に対する独立性を保持し、内部監査室と情報を共有し、会計監査人及び顧問弁護士との情報交換に努め、連携して監査の実効性を確保しております。

ロ. 監査役会は、代表取締役と定期的な会議を開催し、意見及び情報交換を行える体制をとっております。

(運用状況)

①監査役は、「取締役会」「コンプライアンス委員会」「リスク管理委員会」等の重要な会議に出席し、業務執行の意思決定の内容等を確認しております。

- ②監査役は、当社グループ各社への往査や、代表取締役、内部監査室及び会計監査人等と定期的に情報・意見を交換し、監査の実効性・効率性を高めております。

[反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況]

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、企業防衛の観点から、反社会的勢力との関係を遮断することが不可欠であると考え、社会秩序や企業活動を阻害する恐れのある団体・個人による不当な要求に対し、毅然とした態度を貫き排除いたします。また、必要に応じ外部機関との協力体制により、当該勢力を断固として排除すると共に一切の関係をもたないこととします。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

管理本部総務部を対応窓口とし、「コンプライアンス委員会」と連携して対応しております。

(2) 外部専門機関との連携状況

顧問弁護士及び所轄警察署等の専門機関と連携して対応しております。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集及び管理状況

顧問弁護士を通じて、反社会的勢力に係る情報収集・管理を行っております。また、「コンプライアンス委員会」を中心とした啓蒙・教育活動を展開しております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社の利益配分につきましては、中長期戦略を踏まえ、経営基盤の強化及び将来の事業展開に対応した内部留保の確保並びに株主の皆様への安定した配当の実現を基本としております。

2022年3月期末を基準日とする期末配当につきましては、利益配分の方針、財政状態等を総合的に勘案し、1株につき23円とする予定であります。内部留保金につきましては、収益力の一層の向上を図るため、業容拡大及び設備投資等の資金に充当する方針でございます。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,229,644	流 動 負 債	3,281,795
現金及び預金	2,990,653	支払手形及び買掛金	2,258,565
受取手形	1,545	1年内返済予定の長期借入金	133,692
売掛金	3,022,184	リース債務	106,041
商品	409,540	未払金	125,075
仕掛品	26,799	未払法人税等	294,056
原材料及び貯蔵品	54,352	賞与引当金	120,975
その他	753,319	資産除去債務	28,000
貸倒引当金	△28,751	その他	215,389
固 定 資 産	8,919,805	固 定 負 債	2,529,694
有 形 固 定 資 産	8,127,702	長期借入金	1,732,321
建物及び構築物	3,663,106	リース債務	610,978
機械装置及び運搬具	5,059	長期未払金	97,363
工具、器具及び備品	381,697	退職給付に係る負債	16,107
土地	3,429,506	役員退職慰労引当金	66,870
リース資産	648,331	その他	6,053
無 形 固 定 資 産	60,128	負 債 合 計	5,811,490
その他	60,128	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	731,974	株 主 資 本	10,083,073
投資有価証券	142,407	資 本 金	983,350
長期貸付金	7	資 本 剰 余 金	1,015,270
長期前払費用	29,916	利 益 剰 余 金	8,812,690
差入保証金	179,172	自 己 株 式	△728,236
繰延税金資産	162,164	その他の包括利益累計額	31,227
その他	235,146	その他有価証券評価差額金	31,227
貸倒引当金	△16,841	非 支 配 株 主 持 分	223,659
資 産 合 計	16,149,449	純 資 産 合 計	10,337,959
		負 債 純 資 産 合 計	16,149,449

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上		19,109,595
売上原価		12,788,082
販売費及び一般管理費		6,321,513
営業利益		4,784,287
営業外収益		1,537,225
受取利息	276	
受取配当金	5,812	
受取賃貸料	44,645	
受取保険料	5,589	
助成金の収入	69,111	
その他	9,561	134,997
営業外費用		
支払利息及び割引料	9,027	
賃貸収入	50,749	
その他	6,827	66,604
経常利益		1,605,618
特別利益		
固定資産売却益	11,429	11,429
特別損失		
固定資産売却損	10,960	
固定資産除却損	906	
減損	28,552	
本社移転費用	74,486	114,905
税金等調整前当期純利益		1,502,142
法人税、住民税及び事業税	451,902	
法人税等調整額	3,699	455,601
当期純利益		1,046,541
非支配株主に帰属する当期純利益		3,659
親会社株主に帰属する当期純利益		1,042,882

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2021年4月1日 期首残高	983,350	1,015,270	7,848,543	△633,207	9,213,955
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△78,735		△78,735
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,042,882		1,042,882
自己株式の取得				△95,028	△95,028
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	964,146	△95,028	869,117
2022年3月31日 期末残高	983,350	1,015,270	8,812,690	△728,236	10,083,073

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
2021年4月1日 期首残高	58,429	58,429	-	9,272,384
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△78,735
親会社株主に帰属する 当期純利益				1,042,882
自己株式の取得				△95,028
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△27,201	△27,201	223,659	196,457
連結会計年度中の変動額合計	△27,201	△27,201	223,659	1,065,575
2022年3月31日 期末残高	31,227	31,227	223,659	10,337,959

計算書類

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,044,277	流 動 負 債	2,638,431
現金及び預金	2,018,571	買掛金	1,746,091
受取手形	1,314	1年内返済予定の長期借入金	133,692
売掛金	2,808,672	リース債	19,143
商仕掛品	357,318	未払金	155,329
材料及び貯蔵品	17,326	未払法人税等	267,267
前払費用	49,005	未払費用	102,416
その他の金	42,302	賞与引当金	114,347
貸倒引当金	778,549	資産除去債	28,000
固 定 資 産	8,396,045	その他の負債	72,144
有形固定資産	7,280,932	固 定 負 債	1,962,868
建物	3,519,283	長期借入金	1,732,321
構築物	82,161	リース債	69,277
機械装置	0	長期未払金	96,351
車両運搬具	442	役員退職慰労引当金	62,415
工具、器具及び備品	292,819	その他の負債	2,503
土地	3,308,782	負 債 合 計	4,601,300
リース資産	77,442	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	51,364	株 主 資 本	9,805,980
電話加入権	11,720	資 本 金	983,350
ソフトウェア	33,678	資 本 剰 余 金	1,015,270
借地の他	3,650	資 本 準 備 金	1,015,270
その他の資産	2,315	利 益 剰 余 金	8,536,905
投 資 そ の 他 の 資 産	1,063,749	利 益 準 備 金	74,200
投資有価証券	137,636	その他利益剰余金	8,462,705
関係会社株	368,260	別 途 積 立 金	1,690,000
出資	10	固定資産圧縮積立金	13,947
従業員長期貸付金	7	繰 越 利 益 剰 余 金	6,758,757
破産更生債権等	600	自 己 株 式	△729,544
長期前払費用	31,153	評 価 ・ 換 算 差 額 等	33,042
繰延税金資産	146,264	その他有価証券評価差額金	33,042
繰入保証金	165,947	純 資 産 合 計	9,839,022
その他の金	225,311	負 債 純 資 産 合 計	14,440,322
貸倒引当金	△11,441		
資 産 合 計	14,440,322		

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		17,737,144
売上原価		11,665,390
売上総利益		6,071,753
販売費及び一般管理費		4,608,683
営業利益		1,463,070
営業外収益		
受取利息	167	
受取配当金	38,033	
受取貸料	41,623	
受取保険料	5,589	
受取入金	69,111	
その他	10,649	165,174
営業外費用		
支払利息	8,677	
貸取原価	46,272	
その他	5,364	60,313
特別利益		1,567,931
固定資産売却益	9	9
特別損失		
固定資産売却損	10,960	
固定資産除却損	780	
本社移転費用	74,896	
減損損失	28,552	115,190
税引前当期純利益		1,452,750
法人税、住民税及び事業税	419,608	
法人税等調整額	8,974	428,582
当期純利益		1,024,167

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									株主資本計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金					自己株式	
		資本準備金	資本剰余金計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金計		
				別 途 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
2021年4月1日 期首残高	983,350	1,015,270	1,015,270	74,200	1,690,000	－	5,827,273	7,591,473	△634,515	8,955,577
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△78,735	△78,735		△78,735
当期純利益							1,024,167	1,024,167		1,024,167
固定資産圧縮積立金の積立						13,947	△13,947	－		－
自己株式の取得									△95,028	△95,028
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	13,947	931,484	945,432	△95,028	850,403
2022年3月31日 期末残高	983,350	1,015,270	1,015,270	74,200	1,690,000	13,947	6,758,757	8,536,905	△729,544	9,805,980

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2021年4月1日 期首残高	58,654	58,654	9,014,231
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△78,735
当期純利益			1,024,167
固定資産圧縮積立金の積立			－
自己株式の取得			△95,028
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△25,611	△25,611	△25,611
事業年度中の変動額合計	△25,611	△25,611	824,791
2022年3月31日 期末残高	33,042	33,042	9,839,022

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

札幌臨床検査センター株式会社
取締役会 御中

清 明 監 査 法 人

北海道札幌市

指 定 社 員 公 認 会 計 士 岩 間 昭
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 島 貫 幸 治
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、札幌臨床検査センター株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、札幌臨床検査センター株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

札幌臨床検査センター株式会社
取締役会 御中

清 明 監 査 法 人

北海道札幌市

指 定 社 員 公認会計士 岩 間 昭
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 島 貫 幸 治
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、札幌臨床検査センター株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月27日

札幌臨床検査センター株式会社 監査役会

常勤監査役 宮 森 利 康 ㊟

社外監査役 金 木 義 昭 ㊟

社外監査役 平 田 治 ㊟

(注) 監査役 宮森利康氏、金木義昭氏、平田治氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への安定した配当の実現を基本とし、中長期戦略を踏まえ、経営基盤の強化に向けた内部留保金を確保し、配当をまいりました。

当期の配当につきましては、売上高、利益共に前期を上回る結果となり、中長期的な事業展開による投資等を総合的に勘案し、1株につき23円とさせていただきたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金23円
総額 77,125,394円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>（ 削 除 ）</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u> <u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>(附則)</u></p> <p>1. <u>変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	属性
1	だて ちゅういち 伊達 忠一	代表取締役会長	再任
2	だて ただまさ 伊達 忠應	取締役副社長	再任
3	くわはら おさむ 桑原 理	取締役	再任
4	しょうじ よしひと 庄司 吉人	取締役	再任
5	ながの ひでお 長野 英夫	取締役	再任
6	だて ゆうこ 伊達 祐子	取締役	再任
7	おち たかお 越智 隆雄	社外取締役	再任 社外
8	あらい さとる 荒井 覚	取締役	新任

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
1	伊達忠一 (1939年1月20日生) [再任]	1965年9月 当社代表取締役社長 2001年6月 当社代表取締役会長 2004年10月 国土交通大臣政務官就任に伴い取締役辞任 2005年11月 当社相談役 2006年6月 当社代表取締役会長 2012年12月 内閣府副大臣就任に伴い取締役辞任 2014年6月 当社代表取締役会長(現任)	126,420株
<p>選任理由</p> <p>伊達忠一氏は、1965年9月に当社代表取締役社長に就任以来、当社の発展に取り組んでまいりました。また、2006年6月に代表取締役会長に就任し、取締役会の運営に注力しております。経営者として豊富な経験・実績・見識を有しており、当社の経営の推進とコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>			
2	伊達忠應 (1972年7月24日生) [再任]	1998年4月 株式会社三菱化学ピーシーエル入社 (現株式会社L S Iメディエンス) 2000年12月 同社退社 2001年6月 当社取締役 2004年6月 当社常務取締役 2005年11月 当社取締役 2006年6月 当社常務取締役 2008年6月 当社取締役副社長 2014年4月 当社取締役副社長管理本部長 2016年4月 当社取締役副社長営業本部長 2017年5月 当社取締役副社長 2020年4月 当社取締役副社長医薬事業本部長 2021年10月 当社取締役副社長(現任)	62,400株
<p>選任理由</p> <p>伊達忠應氏は、2001年6月に当社取締役に就任以来、当社の発展に取り組み、当社の属する事業分野や提供するサービスに精通していることから、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うのに適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	ふり 氏 (生 年 月 日) がな 名	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株式の数
3	くわ はら おさむ 桑 原 理 (1959年9月14日生) 〔再任〕	1982年 4 月 当社入社 1997年 4 月 当社検査部課長 2004年 8 月 当社検査本部検査部副部長 2010年 4 月 当社検査本部検査部長 2011年 6 月 当社検査本部長 2012年 4 月 当社執行役員検査本部長兼検査業務部長 2014年 6 月 当社取締役検査本部長兼検査業務部長 2017年 6 月 当社取締役検査本部長兼検査部長 2022年 3 月 当社取締役検査本部長（現任）	4,000株
	選任理由 桑原理氏は、1982年4月に当社へ入社以来、当社の検査本部の発展に取り組み、検査事業分野での業務に精通しており、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うのに適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。		
4	しょう じ よし ひと 庄 司 吉 人 (1964年7月31日生) 〔再任〕	1987年 8 月 当社入社 2009年 4 月 当社営業部副部長 2013年 8 月 当社事業推進部長 2015年 4 月 当社執行役員営業本部副本部長 2017年 5 月 当社執行役員営業本部長兼事業推進部長 2017年 6 月 当社取締役営業本部長兼事業推進部長 2019年 9 月 当社取締役営業本部長兼営業部長 2021年 4 月 当社取締役営業本部長（現任）	300株
	選任理由 庄司吉人氏は1987年8月に当社へ入社以来、長年にわたって営業業務に携わられてきた豊富な経験と幅広い知識から、営業活動において適切な助言を得られると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。		
5	なが の ひで お 長 野 英 夫 (1963年5月11日生) 〔再任〕	1985年 4 月 当社入社 2003年 4 月 当社営業本部道北支店長 2015年 4 月 当社執行役員営業本部道北支店長 2020年 6 月 当社取締役営業本部道北支店長（現任）	2,100株
	選任理由 長野英夫氏を取締役候補者とした理由は、営業業務に携わられてきた豊富な経験と幅広い知識から、営業活動において適切な助言を得られると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
6	だて ゆう こ 伊達 祐子 (1945年9月28日生) 〔再任〕	1975年2月 滝川臨床検査センター株式会社入社 1976年12月 芦別臨床検査センター株式会社入社 1993年10月 当社入社 2016年6月 当社取締役(現任)	2,200株
	<p>選任理由</p> <p>伊達祐子氏は1993年10月に当社へ入社以来、当社の検査本部の発展に取り組み、検査事業分野での業務に精通しており、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うのに適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>		
7	おち たか お 越智 隆雄 (1955年7月3日生) 〔社外取締役〕 〔再任〕	1975年4月 当社入社(営業本部 第一営業部) 2003年7月 同社退社 2003年10月 参議院議員事務所入所 2020年7月 同所退所 2021年6月 当社社外取締役(現任)	0株
	<p>選任理由</p> <p>越智隆雄氏を社外取締役候補者とした理由は、新規顧客の開拓時期に長年にわたって当社の営業業務に携わられてきた豊富な経験と幅広い知識から、適切な助言をいただきたいためであります。同氏は、会社の経営に関与した経験はありませんが、長年にわたって参議院議員事務所業務に携われ、幅広い人脈と豊富な経験を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>		
8	あらい さとる 荒井 覚 (1958年1月23日生) 〔新任〕	1980年3月 北海道大学法学部卒業 1980年4月 株式会社北洋相互銀行(現 北洋銀行)入行 2000年6月 同 経営管理部広報課長 2004年4月 同 リスク管理室長 2011年6月 同 取締役経営管理部長 2012年10月 同 取締役リスク統括部長 2013年6月 同 常務取締役 2016年6月 北洋システム開発株式会社 取締役社長 2021年6月 同 顧問	0株
	<p>選任理由及び期待される役割の概要</p> <p>荒井覚氏を取締役候補者とした理由は、北洋銀行の経営管理・リスク管理に長年にわたって携われ、その後北洋システム開発株式会社の代表取締役を務められ、豊富な経験と専門知識を有しておられることから、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うのに適任であると判断し、新たに選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. 越智隆雄氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。なお、過去当社の業務執行者であったことがあります。
2. 越智隆雄氏は、社外取締役候補者であります。

以上

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任されます桶谷満氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役会の協議にご一任願いたいと存じます。退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
桶 谷 満	2019年6月 当社代表取締役社長（現任）

以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

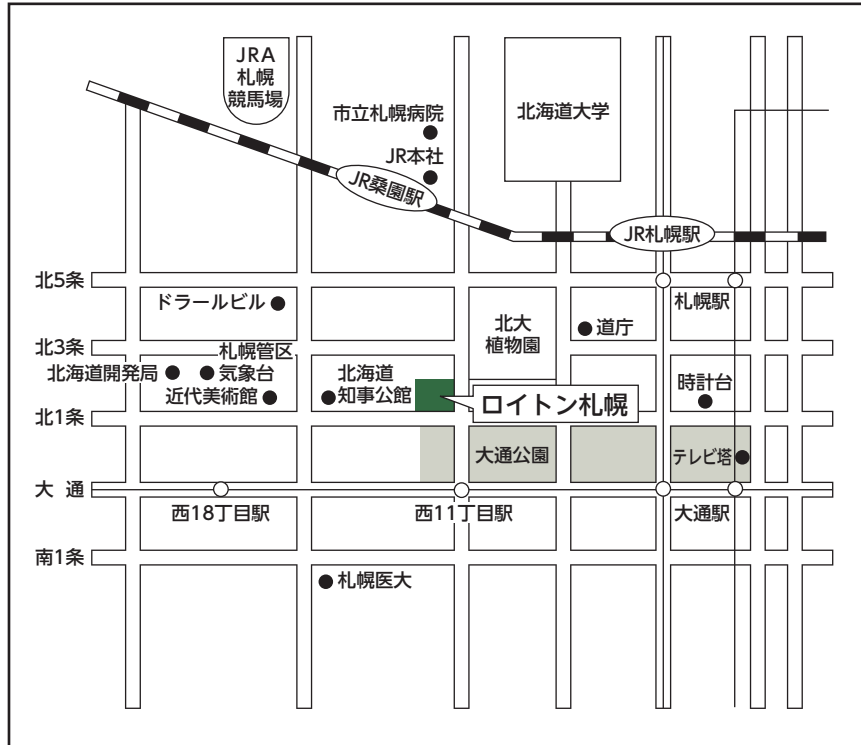
A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

株主総会会場ご案内図

会場：札幌市中央区北1条西11丁目1

ロイトン札幌 2階「リージェントホール」

TEL：011-613-3210（札幌臨床検査センター株式会社総務部内）



●地下鉄東西線西11丁目駅より徒歩3分